

播磨町特定不妊治療費助成事業受診等証明書

下記の者については、特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと思われるため、特定不妊治療を実施し、これにかかる医療費を下記のとおり領収したことを証明します。

年 月 日

医療機関の名称及び所在地

主治医氏名

印

医療機関記入欄（主治医が記入すること）

(フリガナ) 受診者氏名	夫	()	妻	()
受診者生年月日		年 月 日 (歳)		年 月 日 (歳)
今回の治療方法	1. 体外受精 2. 顕微授精 該当する番号に○を付けてください		A B C D E F Z 該当する記号（注参照）に○を付けてください	
	男性不妊治療を行った場合は、行った手術療法を記載してください。 () 実施医療機関 ()		(精子回収の有無) 1. 有 2. 無	
今回の治療期間 ※1	年 月 日 ~ 年 月 日			今回の治療による 妊 娠 の 有 無
				有 無 不明
領収年月日	年 月 日 ~ 年 月 日			
領収金額 ※2	特定不妊治療費 (男性不妊治療費除く)	円 (内保険外治療費 円)		
	男性不妊治療費※3	円 (内保険外治療費 円)		

- ※1：治療期間については、採卵準備又は凍結胚移植を行うための投薬開始等を行った日から治療終了日までを記載してください。ただし、主治医の治療方針に基づき、採卵準備前に男性不妊治療を行った場合は、男性不妊治療を行った日から特定不妊治療終了日までを記載してください。
- ※2：今回の治療期間における領収金額を記載してください。（領収年月日及び領収金額の一致する領収書を別途添付してください。）
- ※3：主治医の治療方針に基づき、主治医の属する医療機関以外の他の医療機関（指定を受けていない医療機関である場合も含む）で男性不妊治療を行った場合は、主治医が患者から男性不妊治療として支払った領収書の提出を受け、主治医が領収金額を記載してください。

(注1) 助成対象となる治療は次のいずれかに相当するものです。

A 新鮮胚移植を実施

B 採卵から凍結胚移植に至る一連の治療を実施（採卵・受精後、胚を凍結し、母体の状態を整えるために1～3周期程度の間隔をあけた後に胚移植を行うとの治療方針に基づく一連の治療を行った場合）

C 以前に凍結した胚による胚移植を実施

D 体調不良等により移植のめどが立たず治療終了

E 受精できず、又は、胚の分割停止、変性、多精子受精等の異常受精等による中止

F 採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止

Z 男性不妊治療（精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術をしたもの。ただし、主治医の治療方針に基づき、採卵準備前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない又は状態のよい精子が得られないため治療を終了した場合も含む。）

(注2) 採卵に至らないケース（侵襲的治療のないもの）は助成対象となりません。